

件名	愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例
主管課	環境政策課
根拠法令等	

【改正の概要】

ばい煙量・排出水の汚染状態の測定結果の記録義務違反に対して罰則を設ける等のための改正

- 1 ばい煙排出に係る改善命令・一時停止命令の要件を緩和  
排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるとき

(削除)

- 2 測定した記録の保存義務を規定(3の罰則の対象)  
ばい煙(排出水)排出者は、ばい煙量又はばい煙濃度(排出水の汚染状態)を測定し、その結果を記録しておかなければならない

記録し、これを保存しなければ 保存期間3年間(規則)

- 3 罰則の引上げ・対象行為の追加  
10万円以下の罰金 20万円(引上げ)  
既存施設が規制対象となった場合等の届出義務違反(ばい煙・粉じん・排出水)  
施設設置・構造変更の届出後60日間の実施制限違反(ばい煙・排出水)  
2の記録義務違反・保存義務違反・虚偽記録 (追加)  
虚偽報告・立入検査忌避(ばい煙・粉じん・排出水)

- 4 日本工業規格の変更等に伴う改正  
ばい煙の測定方法の見直し・規定整備

施行日 平成24年7月1日

【その他参考事項】

- 1 改正の背景  
一部企業の排出基準超過・測定記録改ざん等の不適正事案が発生し、大気汚染防止法・水質汚濁防止法が改正されたことを受けて、横出し条例である公害防止条例においても同様の規制を行うもの

- 2 対象施設・事業場数(今回改正関係)

区分	法	条例
ばい煙	約1,800施設	約180施設 指定工場 約50事業場
粉じん	約1,000施設	約1,200施設
排出水	約4,600事業場	約100事業場

指定工場：新居浜・西条・四国中央圏の一定規模以上の工場・事業場について、ばい煙発生施設だけでなく工場・事業場全体に対してばい煙の許容基準を加重するもの